

2019年3月12日

日本労働組合総連合会静岡県連合会
会長 中西清文様
連合静岡中小労働委員会
委員長 石塚智昭様

静岡県中小企業団体中央会
会長 諏訪部敏之



2019年春季生活闘争に関する貴要請書について

日頃より当中央会に対しましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、我が国経済は、戦後最長となる景気回復局面を迎えておりますが、経済成長率の低さから『実感なき景気拡大』とも言われております。とりわけ、大企業と中小企業の景況感格差の拡大は大きな問題であると共に、下請企業の取引環境の改善など中小企業への利益の配分は、日本経済が抱える喫緊の課題となっております。

通商問題を始めとした地政学的リスク等、不確実性の高まりから経済の先行きに対する不安感が増加する中、事業者は経営の舵取りに細心の注意を払う一方、社会や産業構造の変化への対応を迫られるなど、様々な状況を勘案した慎重な判断が求められております。

標題の貴要請書に関しまして、私共中央会と致しましては前向きに取り組んでいくよう努めて参りたいと存じますが、これらのこと前提として、貴要請事項7項目に対します私共の対応案を下記の如く報告させて戴きます。

1. 地域における定昇相当額（目安額）と年齢別ミニマム額の確保に関する要請

私共中央会のD I 調査では、電気機械器具や輸送用機械器具等の製造業において、売上高、収益状況の改善傾向が見られるものの、その他の産業では依然として厳しい環境下に置かれる業種も多く、中小企業・小規模企業の景況は全体的に低い水準にあります。特に、小売業、卸売業では、前年同月比で悪化する傾向が顕著であり、また、建設業や運送業を中心に多くの業種で人手不足による機会の損失や材料費等の高騰が収益状況を圧迫しております。

現状では一律・画一的な賃金改善は企業の業績を悪化させる恐れがあり、それが経営者の経営意欲を削ぐことに繋がることも予測されます。

つきましては、中央会と致しましては、夫々の業界や業種の現況を考慮すると共に、企業個々の事情に合わせた対応がとられるよう定昇相当額や年齢別ミニマム額等の啓蒙、周知を図りたいと考えます。

2. 賃金改定の要請

国内の景気回復基調は、輸出産業に牽引される部分が多く、諸外国の動向が国内経済に大きな影響を与えることは、過去の推移から見ましても明白であります。ましてや、資本力の脆弱な中小企業への影響は計り知れず、中国や欧州を中心とした国際経済に対する不確実性の高まりは、中小企業にとりまして大きな不安材料となっております。

また、中央会の会員組合傘下の企業は、小規模企業が主体であると共に、殆どの企業が下請けの立場にあります。そのため、元請けとの取引環境のは正を通じた原資確保が実現出来なければ、中小企業の苦しい台所事情を更に悪化させ、現状の雇用維持・確保にも影響を及ぼすことが懸念されます。

加えて、人口減少社会を迎え、今後は労働生産性向上のための人材育成・設備投資や在宅勤務、仕事と生活の両立支援といった総合的な待遇改善等、企業の持続的発展のための投資が、賃上げの両輪としての位置付けとして必要不可欠となっております。

このような状況の中、中央会と致しましては、社員の様々な待遇改善や一時金、或いは、手当といった多様な方法による賃上げの選択肢の中での年間総支給額の上乗せなどについて、労使間の協議が行われるよう啓蒙すると共に、夫々の企業が置かれている業界や業種の現況を考

慮し、更に個々の企業の経営業績等に基づいて、賃金改定については、夫々の企業の判断に委ねたいと考えます。

3. 法令順守を基本とした総労働時間短縮に向けた要請

今年度、本会では働き方改革推進支援センターを開設し、中小企業の相談窓口として、働き方改革の推進並びに職場環境や勤怠制度の改善を支援しておりますが、中小企業の中には、家族経営や人材確保難を背景に、画一的な対応が困難な企業があることも事実です。

そのような事業所に対しては、企業活動の停滞によりそこで働く人々の生活が脅かされることのないよう労働生産性向上への取組等を推進するなど、総合的な支援が必要であります。

引き続き、36協定の締結や年次有給休暇の取得等、法令に基づいた企業経営が行われると共に、労働生産性向上が図られるよう会員組合及び傘下企業と連携して、正しい働き方改革の推進を図って参りたいと存じます。

4. 公正な取引慣行の実現の要請

下請けの立場にある中小企業の雇用維持・確保のためには、元請けとの取引環境のは正を通じた原資確保が必要となります。

中央会と致しましては、公正取引委員会及び中小企業庁との連携による法令の周知をはじめ、公的相談窓口の利用促進などに取り組むことを考えますが、国が取り組まれている主要業種への改善の働き掛け等、その成果の広がりは一部に留まっています。景気回復の好循環の第一は取引条件の改善であり、雇用環境の改善のためには、取引環境の改善が必要条件であります。

社会全体で大手・中堅企業との取引条件の改善等が図れるよう機運醸成にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. 非正規労働者の待遇改善

時間額目安1,000円以上につきましては、前述の如く、中小企業の取引環境や労働生産性が改善されない限り、中小企業の採算性は低下し、倒産、廃業に追い込まれることが懸念されます。

中央会と致しましても、最低賃金を順守すると共に、同一労働同一賃金の実現等、法令に則った非正規労働者の待遇の改善に資するよう働きかけることを心掛けて行きたいと考えますが、そのためにも、下請け企業の採算性の向上が図れるよう格別のご加配を賜りますようお願い申し上げます。

6. 「男女間賃金格差是正」の要請

上述のとおり、本会では働き方改革推進支援センターを開設し、中小企業の相談窓口として働き方改革の推進を図っており、引き続き、働きやすい職場環境の整備や総合的な待遇改善、同一労働同一賃金などの支援を通じて、男女間賃金格差が是正されるよう努めて参ります。

7. 外国人労働者の権利、人権の保障

本会では、平成27年度より外国人技能実習制度適正化事業を実施しており、社会保険労務士と連携し、制度が適正に運用されるよう監理団体及び受入企業の巡回指導を行っております。また、昨年度は、外国人を受け入れる監理団体や受入企業の課題解決のための“連絡会”を創設致しました。

本会では、引き続き、監理団体及び受入企業の課題解決並びに制度運用の厳格化に向けた事業を実施して参ります。

出入国管理及び難民認定法等の改正による新たな外国人労働者受入制度については、その詳細が発表されておらず、現行の外国人技能実習制度との関連性も不明であります。制度の実施段階において、会員組合及び傘下企業が制度を活用する際には、これが適正に運用されるよう情報提供等を行って参ります。

以上、ご報告を申し上げます。